

人権教育指導資料Ⅷ

こころ

～いじめ・自殺等の未然防止に向けて～

平成26年3月

岡山県教育庁人権教育課

はじめに

いじめの問題が深刻化・複雑化し、インターネット上のSNS*等を通じて行われるいじめも大きく取り沙汰されるようになる中で、昨年6月には「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

本県では、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、今年3月、「岡山県いじめ問題対策基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定しました。この県の基本方針には、いじめの防止等のために学校が実施すべきこととして、「互いを思いやり、生命を大切にする態度、自他の人権を尊重する意識を育成する」ため、実態に合わせて題材や資料等の内容を十分に工夫しながら、道徳教育や人権教育の充実に努めることを明記しています。

また、いじめは、「どの子どもにも起こり得る」問題であり、いじめ等を理由に自殺を選択する児童生徒の存在等、事後の対応では取り返しのつかないこともあることから、いじめ等をなくすためには、特定の児童生徒だけでなく、全ての児童生徒を対象とした未然防止の取組がとりわけ重要です。

そこで本書は、各学校におけるいじめ等の未然防止の取組を、より効果的に推進できるよう、教職員の共通理解に基づく組織的・計画的な取組の進め方や、有識者・関係機関・NPO等との協働により作成した、児童生徒が自他を尊重し、いじめ等の防止や命の大切さについて実感できる学習プログラムを掲載しました。

本書を学校現場において大いに活用され、いじめ・自殺等の未然防止に向けた取組に役立てていただき、児童生徒が周囲の人と信頼できる関係を築きながら、かけがえのない人生を力強く生きていこうとする力を身に付けていくことを期待します。

最後になりますが、このプログラム集を作成するに当たり、一年間にわたり献身的に御尽力いただきました作成委員各位、並びに御協力いただきました皆様に対し、心から感謝いたします。

※「SNS」…ソーシャルネットワーキングサービス

平成26年3月

岡山県教育庁人権教育課長

福原洋子

目 次

| | |
|---|----|
| ○ はじめに | |
| ○ 活用に当たり | 3 |
| 1 未然防止の取組の推進に向けて | |
| (1) いじめや自殺の問題についての基本認識 | 5 |
| (2) 教職員の共通理解に基づく組織的・計画的な取組 | 13 |
| 2 学習プログラム | |
| (1) 生きているからこそ ～自分を大切にしてください～ <小学校> | 18 |
| (2) 優しい心が一番大切だよ ～誰にも「自由の翼」は奪えない～ <小学校～中学校> | 27 |
| (3) 困っている友だちの助けになろう ～気付く・寄り添う・つなぐ～ <中学校～高等学校> | 41 |
| (4) 知ろう！いじめの実態、考えよう！あなたの言動 ～SNS等を通じて行われるいじめの事例等から～ <中学校～高等学校> | 53 |
| (5) 「こころの健康」について考えよう <高等学校> | 63 |
| (6) いじめにおける当事者とは <高等学校> | 74 |
| 3 資料 | |
| ・実践事例集、指導資料等 | 80 |
| ・いじめとこころの相談窓口一覧 | 82 |
| ○ 作成委員名簿等 | 83 |

活用に当たり

1 本書の目的・構成

いじめ等の生徒指導上の問題に関しては、これまでも各学校等において様々な未然防止の取組が行われてきており、県教育委員会では、効果的な実践事例の収集・提供や指導資料の作成等を通じて、そうした取組の充実を図ってきました。

本書は、各学校において、既存の資料等も活用しながら、未然防止の取組がより一層効果的に進められるよう、次に示す内容で構成しています。

(1) 未然防止の取組の推進に向けて

児童生徒のいじめや自殺等の実態等から、未然防止の取組の必要性について教職員の理解を促すとともに、教職員の共通理解に基づく組織的・計画的な取組の進め方（「P. E. A. C. E.（ピース）メソッド*」）等について紹介しています。また、ピースメソッドを踏まえた「取組例」をもとに、各学校の未然防止の取組計画を立てることができるようになっています。（※15～17ページ参照）

さらに、児童生徒の自殺予防については、まずは、教職員が自殺予防のための正確な知識を身に付けることが必要であることから、児童生徒の自殺予防に向けた教職員研修プログラム例も掲載しています。

(2) 学習プログラム

有識者・関係機関・NPO等との協働により作成した、授業等で活用できるいじめ等の未然防止に係る学習プログラムを掲載しています。

各プログラムは、社会心理学の専門家や精神科医、弁護士等の司法関係者、いじめや暴力のない社会の実現を目指して啓発活動に取り組んでいる被害者家族の方等、日頃から、児童生徒のいじめ等の問題や心の問題に直接関わっている方々のノウハウ等も取り入れて作成しています。

専門的な資料、法律、判例、当事者の声、楽曲等の多様な教材を活用して、児童生徒が、いじめや自殺等の問題について様々な視点から学び、いじめ等の防止や命の大切さ等について実感できる内容となっています。

(3) 資料

いじめ等の問題の未然防止の取組に活用できる実践事例集や指導資料等を紹介しています。今回新たに作成した学習プログラムや本資料をもとに、各学校での未然防止の取組計画の立案や実践を行うことができます。

また、児童生徒の自殺予防に向けて、児童生徒が困ったときにどこに助けを求めればよいのか、相談機関や医療機関等について情報を提供することが必要であることから、児童生徒のこころに関する相談窓口を掲載しています。

2 学習プログラムの実施に際して

本書に掲載した学習プログラムは、児童生徒の実態等に応じ、より効果的に取り組めるよう、各学校において適宜、内容の追加・修正、方法のアレンジなどを加えながら、弾力的に活用してください。

- (1) 対象校種を記載していますが、これは例示であり、記載以外の校種での活用も可能です。
- (2) 「取組例A」「取組例B」というように複数の取組例を示したものがありますが、全ての取組を順番に実施する必要はありません。例えば、「取組例A」だけを取り上げる、「取組例B」と他の資料に掲載された取組を組み合わせて実施するというように、効果が上がるよう工夫してください。
- (3) 教員による指導を想定して作成していますが、ゲストティーチャー、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携して取り組むなど創意工夫をしてください。
- (4) 本書の学習プログラムをもとにした活動を行う際には、ただ単に、本書掲載の取組例を取り入れればよいというのではなく、年間の未然防止の取組計画等においてしるべき位置付けをして取り組むことが大切です。

3 指導に当たっての留意点

本書の教材の中には、人の死について取り上げているものがありますので、指導に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 現実に身近な人の死に直面した児童生徒がいるような場合、あるいは、過度に死を恐れる児童生徒がいるような場合には、個々の児童生徒の状況を踏まえ、実施の可否も含めて、指導の進め方や取り上げる資料等について事前に慎重に検討してください。
- (2) 自殺の手段を詳細に伝えたり、自殺を美化したりすることは、児童生徒の自殺の危険を引き起こす可能性がありますので、十分注意してください。
- (3) 授業後の反応が気になる児童生徒については、個別の関わりを持ったり、スクールカウンセラーにつなぐなど、適切にフォローする必要があります。

4 その他

本書は、岡山県教育庁人権教育課のウェブページからダウンロードすることができます。
(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/153/>)